

事務連絡
令和4年3月24日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 企画専門官

都市公園における安全確保について

都市公園内において、公園施設及び管理に起因する、またはそのおそれがあると思われる事故が発生したので、以下の通りお知らせします。

- 令和3年6月9日午後3時頃、街区公園内において、12歳男児がブランコで遊んでいたところ、座板からチェーンが外れたため、地面に落下し、負傷する事故が発生した。(別添1)
- 令和3年10月14日午後4時頃、近隣公園内において、8歳女児が友人とおにごっこ中に石積に登ろうと手をかけたところ、修景用の石が外れて左足甲にぶつかり、負傷する事故が発生した。(別添2)
- 令和3年11月2日午前10時頃、総合公園内において、7歳女児がローラースライダーで遊んでいたところ、スピードが落ちずにカーブに差し掛かり、手すり支柱に顔を打ち付け、負傷する事故が発生した。(別添3)

別添1の事故について、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」では、「4-1（2）発見されたハザードの適切な処理」（P56）において、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施する。なお、応急措置を講ずる際には、本格的な措置を講ずるまでの間に、事故が発生しないよう現場の管理に留意する。」としています。

別添2の事故について、「公園施設の安全点検に係る指針（案）」では、「II-4-1維持管理段階」「（1）点検手順に従った確実な安全点検」（P17）において、「公園施設の維持管理は、公園施設そのものの性能確保に関する点検及び措置を行うにとどまらず、その周辺を含めて、公園利用者にとって安全で安心なものであるか、また、危険な使い方がなされていないかという視点を持って行うものとする。」、また、「（4）公園施設の利用状況の把握」（P23）において、「公園施設の利用状況を知ることは、公園施設の安全対策を行う上で重要であり、日常的な巡視や公園利用者・地域住民の協力を得て公園施設の利用状況を把握し、維持管理・更新等に活かす必要がある。」としています。

別添3の事故について、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」では、「4. 各段階での安全対策の考え方」「4-1 計画・設計段階」「(4) 遊具の構造」⑤その他の危険防止対策（P34）において、「すべり台やロープウェイなど、特に速度の出やすい遊具は、安全に着地や停止できる構造とする。」としており、また、「4-3 維持管理段階」「(1) 点検手順に従った確実な安全点検」（P42）において、「遊具の維持管理については、遊具そのものの性能確保に関する点検・補修を行うにとどまらず、子どもにとって安全で楽しい遊び場であるかという視点を持って行うことが必要である。」としています。

別添1は、指針に基づき点検結果を踏まえて適切に対応していれば、未然に事故を防止できた可能性が高かったものであります。

別添2, 3は、公園管理に起因するものであるか明らかではありませんが、現状の把握に課題があったものと考えられます。上記指針の通り、多くの公園利用者が利用する公園施設やその周辺では、公園施設の劣化状況を想定し、重大な事故につながる危険性を予見しつつ安全点検を行うことが望ましいものとなります。その際、公園管理者が想定していない施設の利用をされることもあるため、公園施設の利用状況を把握し、それを踏まえた安全点検の実施や、注意喚起をすることが重要となります。

貴職におかれましては、類似事故が発生することのないよう、指針の内容を改めて確認し、より一層の安全対策に努めていただくようお願いいたします。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されるようお願いいたします。

【事故の概要】

■発生日 令和3年6月9日（水）

■発生場所 人口約10万人未満の都市

■発生公園 街区公園

- 状況
- ・本事故は、12歳男児がブランコで遊んでいたところ、座板とチェーンを繋ぐ吊り金具が外れたため、地面に落下し、右手指を骨折した。
 - ・本遊具は平成13年4月に設置され、令和2年12月に定期点検を実施した際、点検業者から緊急な修繕か更新の検討を求められたが、公園管理者は使用禁止等の措置はせず、月1回の通常点検の状況確認をもって、使用を継続していた。
 - ・座板側の金具、チェーン側の金具とも摩耗し薄くなっており、外れやすくなっていた。
 - ・事故発生後、当該都市内の他の都市公園を含め、点検で「緊急な修繕もしくは更新の検討」の指摘を受けた遊具全てを使用禁止とした。当該遊具については、本格的な措置として連結金具、チェーン及び座板を新品に交換し、市と遊具の定期点検業者との安全確認の後、利用を再開した。

■事故関連写真



事故発生状況



事故発生状況



使用禁止後の本格的な措置状況



本格的な措置として座板等の交換を実施

【事故の概要】

■発生日 令和3年10月14日（木）

■発生場所 人口約20万人以上の都市

■発生公園 近隣公園

- 状況
- ・本事故は、8歳女兒が友人とおにごっこ中に石積に登ろうと手をかけたところ、修景用の石が外れて左足甲にぶつかり開放骨折した。
 - ・公園管理者はこの石積に子どもが登ることは想定していなかったため、10月4日に実施した定期点検では、石積については目視点検のみを行い、異常の報告はなかった。
 - ・石積の構造は下図の通り、コンクリート擁壁に石を目地材で固定したものとなるが、設置から26年経過し、目地材の経年劣化により石を固定する力が弱まっていたと考えられ、事故の一因になったものと推察される。
 - ・事故発生後、公園内の同様の石積を打音検査したところ、角などの端部9箇所で浮き等により固定が不十分な箇所が確認され、直ちに剥離・落下する状況ではないことが確認されたが、カラーコーンを設置し、石に触れないよう注意喚起措置を実施した。

■事故関連写真



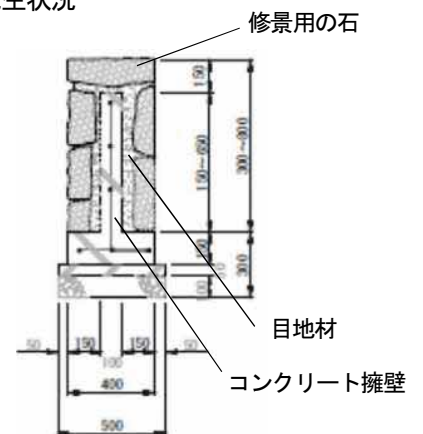
事故発生状況



事故発生状況



外れた修景用の石



石積工構造図

【事故の概要】

■発生日 令和3年11月2日（火）

■発生場所 人口約10万人未満の都市

■発生公園 総合公園

- 状況
- ・本事故は、小学校の遠足で来ていた7歳女児がローラーライダーで遊んでいたところ、雨の影響でスピードが落ちずにカーブに差し掛かり、カーブ外側の手すり支柱に顔面を打ち付け、頭蓋骨や鼻骨を骨折した。同日に、他にも4名の児童が打撲や裂傷の怪我をした。
 - ・本遊具は平成2年に設置され、カーブ手前には減速のため回らないローラーを設置し、10年ほど前には手すり支柱にクッション材の設置をしており、利用についての看板等も周辺に多く設置しているが、同じ場所での事故が複数回発生していた。今回の事故においても。雨の影響でローラーが濡れていたため、減速用のローラーも機能せず、十分に減速しないままカーブに進入したものと推察される。
 - ・引率の先生は乗り口、降り口に1人ずつおり、複数の児童が同時に滑らないようにしていたが、途中の状況は把握できていなかった。
 - ・事故発生後すぐに使用禁止措置をとり、事故調査後そのまま撤去することとなった。今後ローラーライダーを再整備する予定であるが、全体的にカーブを緩やかに、スライダーの材質をスピードが落ちるものに変更し、手すりの形状も変更することとしている。

■事故関連写真



事故発生箇所



乗り口の注意喚起状況



施設周辺の注意喚起状況

